

「くまもと農業・最適化推進運動」取組み要領等

「農地利用の最適化」の実現に向けた農業委員会活動のあり方

「くまもと農業・最適化推進運動」による「農地利用の最適化」の推進

農地利用の最適化の実現
(数値目標の達成)

農業委員会内に
チームを編成し

- ① 目標数値を意識し
- ② 重点取り組み事項を明確化
したうえで活動

「くまもと農業・最適化推進運動」の展開

指針・活動計画に基づく推進

指針・活動計画に基づく推進

目標及びその達成に向けた活動計画 (農委会法第37条)

農地等の利用の最適化の推進に関する指針 (農委会法第7条第1項)

令和5年度「くまもと農業・最適化推進運動」の取り組み

～ 目標地図の素案作成を進め、地域計画づくりに積極的に関わろう！ ～

くまもと農業・最適化推進運動

農業委員会内に
チームを編成（未
編成委員会は、ま
ず編成!）し、

- ① 目標数値を意識し
- ② 重点取り組み事項を明確化したうえで活動

最適化活動
における当面の
重点取り組み事項

目標地図の素案
作成

地域計画づくり



- 筆別利用現況図作成
(口頭契約を含め、誰がどこを耕作しているのか)
- 規模拡大や縮小の詳細な意向の収集
 - ・ 拡大意向 ⇒ 時期、どのあたりにどれくらい
 - ・ 縮小意向 ⇒ 時期や筆の特定
- 収集した情報を地図に表示
- 協議・調整を重ね、地図の精度を高める



- 話し合いや会合への関係者への呼びかけ
- 話し合いによる合意形成に向けた機運醸成



策定された地域計画の実現に向けた取り組み

令和5年度「くまもと農業・最適化推進運動」取組み要領

～ 目標地図の素案作成を進め、地域計画づくりに積極的に関わろう！ ～

令和5年3月
(一社) 熊本県農業会議

1 はじめに

本県農業委員会組織では、農地利用の最適化活動に積極的に取組み、その成果を積み上げるため「くまもと農業・最適化推進運動」を旗印に、①原則として農業委員及び推進委員による実践チームを編成し、取組み体制を整備する。②チームごとの重点取組み事項を明確化する。③日常活動において自ら策定した指針や活動計画における目標値を意識する。ことを基本にその取組みを進めている。

一方、農業が基幹産業である本県では「稼げる農業」の実現や農村景観の保全に向けて、農地集積をはじめとした独自の農地対策が講じられており、農業委員会組織への大きな期待が寄せられている。

このような中、規制改革実施計画などを背景に、農業委員会には最適化活動に係る目標設定や委員個々の日々の詳細な活動記録の記帳、さらには自らの活動の点検・評価が求められる(以下、農水省ガイドライン)こととなった。

また、基盤法等の改正法が本年4月1日に施行されることに伴い、①「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化されるとともに、②基盤法の農用地利用集積計画がバンク法の農用地利用集積等促進計画に統合され、さらに③農業委員会に対しては、市町村の求めに応じ「地域計画」における目標地図の素案作成を担うこととされるとともに、地域農業の公的な世話役機関として同計画策定に向けた積極的な関与が求められた。

このため、本県農業委員会組織は「くまもと農業・最適化推進運動」の取組み強化を通して“くまもと農業”のさらなる進化と、求められている機能・機能の発揮を目指す。

とりわけ、地域計画は令和6年度までに策定することが求められたことから、令和5年度、6年度の2カ年間は、目標地図の素案づくりと地域計画の策定を本運動の最重点に位置付け取組むこととする。

2 運動のスローガン

- (1) 将来の農地利用に向けた受け手・出し手等関係者の意向把握とそれを踏まえた目標地図の原案作成、さらには地域計画づくりに積極的に関与する！
- (2) 担い手への農地利用の集積・集約化を進めるとともに多様な担い手を含めた調和ある農地利用を進める！
- (3) 農地の利用状況を把握し、遊休農地の発生防止と再生すべき遊休農地の再生と再生困難な遊休農地の非農地化を進める！
- (4) 新たな担い手となり得る新規参入者の促進を図る！

3 運動の実施主体

運動の実施主体は、県内の農業委員会関係組織（農業委員会、（一社）熊本県農業会議、熊本県農業委員会職員連絡協議会及び地域段階の農業委員会関係組織）とする。

なお、運動展開の中心機関は、農業委員会とする。

4 農業委員会における取組み

(1) 方針や目標の設定

当面の活動方針である最適化の推進に関する指針（農業委員会法第7条）や最適化活動の目標設定や点検・評価に係る事務が強化された農水省ガイドライン「農業委員会による最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付け3経営第2584号、農水省経営局長通知及び同月25日付け3経営第2816号、同局農地政策課長通知）に基づく目標設定にあたっては、十分な内部検討をはじめ、必要に応じて関係機関等との協議・調整を経て、農業委員会をはじめとした関係者の共通認識を得るものとする。

また、各委員にとって身近で日頃から意識できる目標とするため、農水省ガイドラインに基づき、地域条件等を考慮し、委員会内に設置するチームごとに、目標値を設定する。

(2) 管内の実態把握と関係機関との連携・調整、研修の充実

それぞれの区域の実情に応じた活動展開が図れるよう、その前提となる農地や担い手等の実態把握に努める。

また、市町村農地集積推進チームを核として、農地集積・集約化に向けた実践機能を有する農地中間管理機構との更なる連携強化を図りながら、市町村の農政主管課をはじめ「担い手と農地」対策に係る機関・団体と緊密な連携・調整等を通じて、目標達成に向けた体制強化を図る。

さらに目標地図の素案作成や地域計画づくりにおける積極的な関与が求められることから、運動に取り組む委員の熱意を高めるとともに、農地利用の最適化に向けた合意形成や相談業務等に適切に対応できる知識やノウハウの習得を促進するため、タブレット端末の操作を含め、研修活動の充実を図る。

とりわけ、令和5年度は7月を中心に26農業委員会で委員の任期満了に伴う改選が行われ、多数の新任委員が誕生することから、年間の研修カリキュラムを策定するなどしてその強化に努める。

(3) 目標地図の素案作成と地域計画策定に向けた取組み推進

市町村農地集積推進チーム等、関係機関と協議・連携のうえ、既に目標地図に類似する地図がある場合は、その活用も検討しつつ、可能な限り取組み体制の強化を図ったうえで、必要に応じて地域計画策定エリアごとに優先順位を設けるなどし、現在、誰が、

どこを耕作しているのかを把握するための筆別利用現況図をベースに、将来の農地利用に向けた受け手・出し手等関係者の意向把握をとそれを踏まえた目標地図の原案作成に取り組む。

なお、受け手・出し手の意向把握については、タブレット端末活用のほか、戸別訪問郵送も含めた紙ベースによる収集等、あらゆる手段によりその回収率向上に努める。

さらに、地域農業の公的な世話役機関として、地域計画策定のための話し合いへの関係者の誘導、合意形成に向けて積極的な関与に努めることとする。

なお、その工程については、次のスケジュールを目安に、令和6年度までの地域計画策定を目指す。

＜地域計画策定までのスケジュール（例）＞

取組み項目	令和5年度				令和6年度			
	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3
①筆別利用現況図	←→							
②出し手・受け手の意向把握	←→							
③把握した情報を地図に表示・精度向上					←→			
④目標地図原案完成						←→		
⑤地域計画策定							←→	

(4) 会長等のリーダーシップの発揮

運動の成果を得るためには、指揮官の役割を担う農業委員会会長等のリーダーシップの発揮が求められる。

このため、農業委員会会長及び事務局長が中心となって、以下の対策を講じる。

① 定例会（農業委員会総会）の活性化

総会を法令審議のみに止めず、農業委員が集まる機会を活用し関係機関や推進委員などにも参加を求め、農地利用の最適化の推進に向けた話し合いや情報共有、検討会等を開催し、最適化活動のさらなる強化に努める。

② 計画の策定（Plan）、実行（Do）、評価（Check）及び改善（Action）の徹底

農業委員会に求められている役割等について、委員及び職員の意識を高めながら、目標達成に向けた取組みを進める。

さらに、実効ある取組みとするため、総会の場を利用するなどし、農業委員会全体の対策会議等を行いながら、チームごとの取組状況の点検・把握を通して、その達成に向けて前進を図る。

(5) チーム編成とメンバー及びリーダー等の決定

- ① 推進委員と農業委員が協働で目標達成に向けた積極的な現場活動を容易にするため、推進委員の担当地域や「地域計画」の区域を踏まえ、別添「実践チーム設置要領（例）」を参考に、区域ごとにチームを編成するとともに、農水省ガイドラインを踏まえ、別添「実践チーム（区域）ごとの最適活動の目標（例）」を参考に、チーム（区域）ごとの目標を設定する。

なお、推進委員を置かない農業委員会にあつては、農業委員のみでチームを編成する。

さらに、チームごとにリーダー及びサブリーダーを決定するとともに、目標達成に向けて具体的なスケジュールやメンバーの役割分担等を決定する。

- ② 各チームは、必要に応じてチーム会議等を開催し、達成状況の点検や今後の取組み計画等を検討しながら、目標達成に努めるものとする。

なお、管内の地域条件が総じて均一化している場合や委員総数が10人以下であるなど、区域ごとに目標値を定める必要性が低い場合やチーム分けをすることにより、返って活動が弱まる恐れがある場合は、チーム編成をせず、委員単位で目標を設定するものとする。

(6) 活動記録の記帳

自らの活動の足跡を記録し、その後の対応に活かすとともに報酬の算定資料とするため、農水省ガイドラインに基づき「くまもと農業・最適化推進運動活動記録セット」の活動記録簿によりその内容を記録し、総会時等に事務局に提出する。

なお、記録にあたっては農業委員会全体で実施した活動だけでなく、個人の営農や地域活動と一体となり日常的に行っている活動（農地の見守り、仲間への声掛けなど）もメモを取る（＝日記を付ける）感覚で記帳し、“活動の見える化”に努めることとする。

(7) 活動状況の取りまとめや報告

農業委員会活動を広くアピールするため、マスコミ等の協力を得るなどし、その活動を積極的にPRするとともに、成果等を次のステップにつなげるため、重点的に取り組んだ活動などを別紙様式①により取りまとめ、翌年度4月末までに農業会議に提出し、提出を受けた農業会議は、活動事例集として公表する。

(8) 個人情報の適切な管理

委員等が扱う個人情報等については、農業委員会法における秘密保持義務及び各市町村における個人情報保護条例を踏まえ、適切な情報管理を徹底する。

5 各実施主体における取組み

(1) 一般社団法人熊本県農業会議

県及び地域段階の農業委員会組織等と連携しながら、農水省ガイドラインに基づく目標設定やその達成に向けた支援をはじめ、目標地図の素案作成や地域計画づくりに向けた農業委員会における取組みを促進するため、以下の支援を行う。

- ① 運動の積極的取組みに向けた研修会等の開催
- ② 農業委員会等に出向いた支援・協力
- ③ 取組み事例の取りまとめ

(2) 熊本県農業委員会職員連絡協議会及び地域段階の農業委員会組織

それぞれの組織が主催する会議や研修会において情報交換等を行い、関係者の意識の統一と農水省ガイドラインへの対応や目標地図の素案作成や地域計画づくりに向けた情報共有を図り、先進的な取組み事例の波及などにより運動の着実な前進を図る。

【区域ごとに対策チームを設置する場合】

〇〇〇農業委員会農地利用最適化実践チーム設置要領（例）

（目的）

第1条 この要領は、農業委員会が「農地利用の最適化」を推進し、くまもと農業の更なる進化を目指すため、『「くまもと農業・最適化推進運動」取組み要領』に基づき、区域ごとに設置する実践チームの運営に必要な事項を定める。

（実践チームの設置）

第2条 農業委員会に農業委員（及び農地利用最適化推進委員）を構成メンバー（以下「チーム員」）として、第3条に掲げる実践チームを置く。

（実践チームの名称、定数及び所管）

第3条 実践チームの名称、定数及び所管は次のとおりとする。

- (1) 〇〇区域農地利用最適化実践チーム 〇人
〇〇区域の農地利用の最適化及び農業振興に関すること。
- (2) 〇〇区域農地利用最適化実践チーム 〇人
〇〇区域の農地利用の最適化及び農業振興に関すること。
- (3) 〇〇区域農地利用最適化実践チーム 〇人
〇〇区域の農地利用の最適化及び農業振興に関すること。

各農業委員会の実情や「地域計画」の区域等を踏まえ、農業委員と農地利用最適化推進委員が協働で業務にあたる区域ごとにチームを設ける。

- 2 各実践チームは、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（農業委員会等に関する法律第7条第1項）及び「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号、農水省経営局長通知及び令和4年2月25日付け3経営第2816号、農林水産省経営局農地政策課長）により設定した各種目標値等を踏まえたうえで、各区域の実状に即した区域別目標数値を設定し、その達成に向けて取り組むものとする。
- 3 各実践チームは、第8条の実践チームの会議や第9条の合同会議の開催等により、前項の目標に対する進捗状況等を把握しながら、目標達成を目指すものとする。
- 4 第2項の区域別目標数値については十分な内部検討を行い、必要に応じて農業委員会をはじめとする関係機関等との協議・調整や連携・協力を図り設定したうえで目標達成に向け取り組むものとし、達成状況について自ら活動の点検・評価を行うものとする。

（チーム員の任期）

第4条 チーム員の任期は、農業委員又は農地利用最適化推進委員である在任期間中とす

る。

(チーム員の編成)

第5条 チーム員は、農業委員会会長（以下「会長」という。）が農業委員会総会に諮って指名する。

2 会長は、チーム員の申し出があったときは、農業委員会総会に諮って当該チーム員の所属を変更することができる。

(リーダー及びサブリーダー)

第6条 各チームにリーダー1名及びサブリーダー若干名を置く。

2 リーダー及びサブリーダーはチーム員の中から互選する。

3 リーダー及びサブリーダーの任期は農業委員又は農地利用最適化推進委員である在任期間中とする。

(リーダー及びサブリーダーの職務)

第7条 リーダーは実践チーム会議の議長となり、議事を整理する。

2 サブリーダーはリーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。

3 リーダーは会長、事務局及び他のチームとの十分な連絡調整を行い、実践活動の効果的な実施に努めるものとし、必要に応じて農業委員会総会において、現状の報告や今後の計画等に関する提案等を行うものとする。

(実践チームの会議の招集)

第8条 実践チームの会議はリーダーが招集する。

2 リーダーは、実践チームの会議を招集するときは事前にその日時及び議事等について、会長等と協議しなければならない。

(協議)

第9条 会長は、必要に応じて各実践チームのリーダー及びサブリーダーを対象として合同会議を開くことができる。

(補則)

第10条 この要領に定めるものの他、実践チームの運営に関する事項については、リーダーが会長と協議のうえ、定めるものとする。

附則

この要領は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

経営局長通知の第1の2の(1)の②(推進委員等の担当区域ごとの目標の設定)に係る参考様式(委員ごとの最適活動を行う日数の目標含む)

令和〇年度の実践チーム(区域)ごとの最適化活動の目標(例)

実践チーム名:

No.	メンバー (委員名)	農委・推委の別	目標						備考	
			活動日数 日/月	担当区域の 農地面積 A	農地の集積		遊休農地解消目標			新規参入 貸付等同意 面積 E
					B	C=B/A	既存遊休農 地面積の解 消面積 D	新規発生遊 休農地の解 消面積		
1	熊本 太郎	農委	ha	ha	%	ha	ha	ha		
2	肥後 花子	農委								
3	宇城 次郎	農委								
4	玉名 三郎	推委								
5	鹿本 四郎	推委								
	合計	5								

※ 1 農地面積等は、直近の「耕地及び作付面積統計」における「耕地面積」を記入するなど、農業委員会として作成する目標設定と同様とする。

2 目標値は、実践チーム(区域)として設定することを基本とし、必要に応じて個人の目標値を設けることとする。

なお、「活動日数」は必ず個人の目標を設定する。

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (取組みのタイトル)

農委会名: _____

1 地域の概要

～農業委員会管内の状況～

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 (うち認定○人、女性○人)
- (2) 推進委員数 (うち認定○人、女性○人)
- (3) 事務局体制 (うち専任○人、兼任○人)

3 掲げた目標

- (例1) 精度の高い目標値図の素案作成に取り組む
- (例2) 地域計画づくりに向けた話合いで委員がリーダーシップを担う
- (例3) 1 担い手への農地集積面積 ○○h a
- 2 遊休農地の解消面積 ○○h a

4 目標達成に向けた取組み(運動)の内容

～重点的に取り組むこととした背景や取組みの内容をできるだけ具体的に～

～活動内容がわかる写真(2枚以上)を付けてまとめる～

5 取組みの成果(できるだけ数値を用いながら、具体的に)

～できるだけ数値を用いながら、具体的に～

- (例) 1 担い手への農地集積実績 ○○h a
- 2 遊休農地の解消面積 ○○h a

～取組みを通じて得た成果や生じた変化等について～

～取組みの前・後など、その成果がわかる写真などを付けて整理する～

6 課題と今後の方針等

1 原則として、地域計画づくりに関する活動を取りまとめて下さい。

2 5項目しかない以前の様式で報告をいただくケースがあります。必ず6項目にまとめて報告願います。

くまもと農業・ 最適化推進運動

